

令和5年9月27日

保護者・地域の皆様

さいたま市教育委員会教育長
さいたま市立上小小学校長

学校における電話対応について（お願い）

日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、本市においても教員が今まで以上に子どもたちと向き合う時間や授業の準備等を行う時間を確保するため、令和元年11月から全ての市立学校の電話対応を勤務時間内に行うこととしてまいりました。

この度、本校の電話機の入替に伴い、9月27日より勤務時間外の電話について、自動音声メッセージによる対応といたします。つきましては、下記の通り実施いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校への電話について

勤務時間（8時15分～16時45分）内をお願いいたします。

※8時15分～8時30分は、職員打ち合わせのため、緊急な要件以外は8時30分以降をお願いいたします。

2 勤務時間外の連絡について

授業日（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の勤務時間外に、学校と連絡を取りたい場合は、御手数ですが、以下の窓口へ御連絡ください。

さいたま市教育委員会事務局学校教育部教職員人事課管理係（電話 048-829-1654）（19時まで）

※ 子どもの安全に関わる事件、事故等で緊急の対応が必要な場合は、公的関係機関（警察（110番）、消防（119番））へ御連絡ください。夜間、休日の子どもの安全に係る事件、事故等について、公的関係機関が学校と情報共有が必要であると判断した場合は、公的関係機関と学校又は教育委員会が連携して対応いたします。

3 学校における働き方改革の推進について

本市の取組を以下の市ホームページに掲載しておりますので、御覧ください。

なお、学校における電話対応など御意見がございましたら、市ホームページの「学校における働き方改革の推進」内の「お問い合わせフォーム」より御連絡ください。

【お問い合わせフォームの掲載場所】

トップページ > 子育て・教育 > 教育 > 教育委員会 >

さいたま市教育委員会の主な事業 > 学校における働き方改革の推進 内